平成２１年（フ）第８０８号
岡山市南区築港栄町28番５号　ポレスター902、破産手続開始決定時の住所岡山市南区松浜町３番20号
破産者　鈴木秀樹こと　李　　秀樹
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第５８８号
山口県下関市秋根西町１丁目９番23号
破産者　植田商事株式会社
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第６５５号
長崎県長崎市松山町９番18号
破産者　バイオラボ株式会社
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７７５号
さいたま市岩槻区並木１丁目13番８号
破産者　臼井　佳代（旧姓永田）
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１００２号
さいたま市北区日進町２丁目575番地
破産者　酒井　ジェラルディン　ガバ
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９０号
さいたま市桜区田島８丁目８番13号
破産者　西林　順子（旧姓藤生）
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７０号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番11―305号
破産者　中山　裕二
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３９号
新潟県小千谷市上ノ山４丁目７番12号　阿部徳行方、破産開始決定時の住所埼玉県川口市芝西２丁目２番３号
破産者　阿部ゆりか
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０８号
埼玉県川口市飯塚４丁目７番21号　１ＦＢ、旧住所埼玉県川口市宮町15番16号　ストークハイツＡ　101号
破産者　北村　　実
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７７号
さいたま市南区辻８丁目26番１号　３―401
破産者　小森谷　勝
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８３号
埼玉県鴻巣市箕田3897番地１　コーポアライＣ、旧住所埼玉県鶴ヶ島市南町１丁目20番２―２号
破産者　齋藤千代子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８４号
横浜市港北区下田町５丁目21番21―104号
破産者　永田也伊子
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷391番地144
破産者　浅見　　誠
１　決定年月日　平成22年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻南千刈野31番地３
破産者　及川　陽子
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７０号
水戸市平須町1819番地の68
破産者　崔　　明智
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第８１号
福岡県小郡市小郡2490番地
破産者　森　ヒサ子
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
福岡県久留米市小森野１丁目２番３―303号
破産者　大津　光弘
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
長崎県長崎市八つ尾町５番３―801号
破産者　徳永美恵子
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
長崎県長崎市さくらの里１丁目８番25号、旧住所長崎県長崎市田上４丁目12番12号
破産者　中村伸一郎
１　決定年月日　平成22年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係